

随時
受付中

中土佐町の定住促進 中間管理住宅事業

この事業は、**町内の空き家**を町が13年間借り上げ、耐震化や水回りなどの改修を行い、町が管理するとともに、移住希望者や定住希望者等へ貸し出しを行う事業です。

申込から結果までの流れ

1. 対象となる建物

- (1) 中土佐町内にある居住用の建物で、人が居住しておらず、今後も居住の予定がない建物（2階建までの木造住宅）
- (2) 町が移住希望者や定住希望者等に転貸することに同意を得られるもの

2. 町が借り上げる期間

契約締結日から13年に達する日以降における最初の3月31日まで

※契約を締結した場合、原則として契約期間満了まで契約解除はできません。

3. 町から所有者へお支払いする借上料

契約年度の「固定資産税額」を目安とし、1年間の借上料を毎年3月末までにお支払いします。**※賃貸収入はありません。**

ご相談



申込み



現地調査



選考



結果通知

【申込受付期間】 随時受付します。

※事業への申込については随時受付していますが、事業対象物件については申込時期により次年度になる場合があります。

なお、申込み頂いた物件が必ずしも事業の対象となるわけではありませんので、ご了承ください。

【申込・問合せ先】 中土佐町役場 まちづくり課（0889-52-2365）

「町に空き家を貸しても良い」という所有者の方は、随時ご相談を受付けております。

※注意事項等は、裏面をご参照ください。

注意事項等について

1. 町と空き家所有者との契約方法について

契約については、[定期建物賃貸借契約](#)により契約を締結します。

2. 町が行う改修工事内容について

物件の改修については、耐震改修・水回りの改修・浄化槽の設置等、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及び外壁や屋根工事等を必要に応じて行います。

なお、改修工事に係る費用については、所有者の負担はありません。

3. 町が所有者へ物件を明渡す際について

賃貸物件を町が所有者に明渡す際において、町は工事前の状態に戻す義務を負いません。

4. 物件の売却等について

所有者は、町との契約期間中、町長の承諾を得ないで、賃貸物件について第三者に売却し、又は担保権及び利用権の設定等を行うことはできません。

5. 事業対象物件の選考について

物件の選考については、下記の内容等を踏まえ選考します。

- (1) 改修に要する費用が町の定める上限以内のもの
- (2) 町が移住・定住者へ転貸することに所有者の同意を得られるもの
- (3) 主要な道路からの位置関係など空き家所在地の立地条件
- (4) 駐車場又は田畑などの空き家の付帯施設の有無等

※事業対象物件の決定については、別途通知をします。

よくある質問

Q: 貸した13年後はどうなるの。

A: 町の借り上げ期間が終了しますと、土地・建物を所有者へ返還します。

所有者がそのまま賃貸物件として貸出しや売買・自身の住宅にするなど自由にお使いいただけます。

Q: 空き家について考えていますが、どんな事業がありますか。

A: 家の状態にもよりますが、空き家紹介事業等の他、除却事業もあります。

空き家についてのご相談も随時受付けておりますので、中土佐町役場まちづくり課の空き家相談員までご連絡ください。必要に応じて資料の送付も受付けております。